見本

委　託　研　究　契　約　書（雛型）

学校法人常翔学園　（以下「甲」という。）と、○○株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が委託し甲が受託する研究について、以下のとおり契約を締結する。

（委託研究の題目など）

第　１　条　甲は、以下の条件で次の研究（以下「本研究」という。）を実施する。

(1)研究題目

(2)研究目的（目的・方法）

(3)研究担当者(担当する研究者全員の氏名、所属部署、職位職名、担当する研究項目等記載する。)

大阪工業大学　○○学部　○○学科　教授　○○　○○

研究項目　①

研究項目　②

研究項目　③

(4)研究期間

年　月　日～　年　月　日

(5)委託研究費　金　円(消費税込み)

※上記委託研究費のうち、１０％を運営経費とする。

JST など運営経費のパーセンテージが異なる場合がある

(6)提供物品等（乙が甲に対し、研究材料及び／又は機器等の提供の有無を下記の該当箇所にレ点をつける。なお提供がある場合には、それらの名称、数量、費用、本研究終了後の返還の要否等を下表に記載する。）

□　有り

名称	数量	費用	返還の要否

□　無し

（研究に要する経費の負担）

第　２　条　乙は、前条第５号に規定する委託研究費の総額（消費税込み）を甲の発行する請求書に従って、甲の定める支払期限までに支払わなければならない。

２　前項に規定する支払は、甲の指定する銀行口座に対して行うものとし、これに係る振り込み手

数料は乙の負担とする。

３　前々項の委託研究費については、第４条第４項の規定に基づく場合を除き、原則として乙に返還しないものとする。

（設備等の帰属）

第　３　条　前条の委託研究費により甲が購入した設備等は、甲に帰属するものとする。

（研究の中止及び期間の延長）

第　４　条　本研究を途中で中止又は延長する場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとし、いずれかが一方的にこれを行うことはできないものとする。

２　甲は、天災その他甲の責に帰し難い事由があるときは、本研究を中止し、又は本研究期間を延長することができるものとする。この場合において、乙の損害に対し、甲はその責を負わないものとする。

３　甲は、乙の都合により本研究の全部または一部を取消し又は中止する場合は、第１条第５号に規定する委託研究費及び第１条第６号に定めた提供物品等を乙に返還しないものとする。

４　甲は、甲の責に帰すべき事由により、当該研究を中止または延期する場合において不要となった額の範囲内でその全額または一部を返還することがある。

（提供物品等）

第　５　条　乙は、第１条第６号に規定する提供物品等を、甲に提供する場合には、原則として送料も含めこれを無償で提供する。なお、甲は、研究期間終了後にこれらを返還する必要がある場合には、乙に返還するものとする。

２　前項に規定する提供物品等の搬出入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

（研究担当者）

第　６　条　本研究の研究担当者は、第１条第３号に規定する者とする。ただし、甲は、第１条第３号に規定する本研究を担当する者に追加、変更等の必要が生じた場合には、速やかにその旨を乙に書面で通知するものとする。

（再委託の制限）

第　７　条　甲は、書面による乙の事前の同意を得た場合を除き、本研究の全部又は一部を第三者に再委託しないものとする。但し、甲において甲と雇用関係のない就学する学生（院生を含む。以下「学生」という。）に対し、第１条第３号に規定する甲の研究担当者の指揮監督の下で、本研究を行わせることは、本条に規定する第三者への再委託に該当しないものとし、当該学生が第 10 条第１項に規定する成果をなした場合は、第 10 条第２項の条項を準用する。

（秘密保持）

第　８　条　本契約において「秘密情報」とは、本研究の遂行の過程で開示を行う当事者（以下「開示者」という。）から受領する当事者（以下「受領者」という。）に開示又は提供された情報であって、次の各号のいずれかに該当する技術上又は営業上の情報及び本研究の研究期間中に得られた研究成果（以下「研究成果」という。）をいう。

(1)技術情報を記載した文書等（ファクシミリ、電子メール、電子ファイル等を含む。）、DVD、USB メモリ等の電子媒体又はサンプル等の有体物により開示又は提供された情報にあっては、当該文書、電子媒体又は有体物に「秘密」「CONFIDENTIAL」その他秘密である旨が明記されている情報（但し、有体物の表示が困難な場合は有体物の提供時の送り状等に当該表示を明記することを妨げない。）

(2)口頭又はプレゼンテーションソフトウェアを使用する等の視覚的方法により開示された情報にあっては、開示の時点で秘密である旨及びその範囲を言及等した上で、開示の日から 15 日以内に書面において、開示した情報の概要、開示場所、開示者及び受領者を特定して通知することにより当該内容を確認した情報

2　甲及び乙は、本研究の期間中ならびに本研究の完了後又は研究中止後３年間は秘密を保持し、開示者の事前の同意なしに、第三者に対して開示ないしは提供せず、本研究以外の目的に使用してはならない。但し、以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。なお、この場合であっても、秘密情報を提供又は開示する当事者は、提供又は開示先が秘密情報の保持を行うものとする。

(1)弁護士、弁理士等法令上守秘義務を負う外部専門家に秘密情報を開示する場合

(2)甲における学内での研究の発表会等において、発表の目的に必要と認められる限度で出席者に対し開示する場合（但し、受領者が甲の場合に限るものとする。）

3　前項において、以下の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報に含めない。

(1)相手方から開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

(2)相手方から開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

(3)相手方から開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となったことを証明できる情報

(4)正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

(5)相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報

(6)書面により事前に相手方の同意を得た情報

(7)研究成果が得られた際、既に公知の情報又は研究成果が得られた後、自己の責に帰すべき事由によることなく公知となったことを証明できる情報

(8)研究成果が得られた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

4　甲及び乙は、司法上のもしくは政府、行政機関の要請、要求もしくは命令により秘密情報（前項に掲げるものを除く。）の開示を要求された場合、次の各号の措置を講じることを条件に、秘密情報を開示することができる。

(1)開示内容を相手方に連絡する。

(2)開示に際して、当該情報が秘密である旨を文書により明らかにする。

5　受領者は、秘密情報を開示者からの事前の文書による承諾なくして、複写し又はその他の方法で複製してはならない。但し、本研究に必要な範囲で複写等を行う場合は、この限りでない。

6　開示者から開示された秘密情報を記載又は表示したすべての文書、及び相手方当事者が保有しているそれらのすべての有形コピーは、開示者の書面による要請に応じて、直ちに開示者に返

却されるか、又は開示者の選択により破棄される。破棄の場合、資料を破棄する当事者は、破棄した旨を直ちに書面にて開示者に連絡するものとする。

7　甲は、甲において教育を受ける立場にある学生が本研究に参画する場合には、学生に対し守秘義務を遵守するよう、必要な教育、指導をおこなう。但し、甲及び乙は、就学中の学生が甲と雇用関係がないことを充分認識し、本研究への学生や院生等の参画方法及び情報開示方法等に関し、事前に充分協議し、後日疑義や紛争が生じないよう留意する。

（成果報告書）

第　9　条　甲は、第１条第４号に規定する本研究期間終了の翌日から30日以内に、研究成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を作成し、乙に報告する。

2　前項に基づき取りまとめられる成果報告書は２部作成するものとし、甲及び乙がそれぞれ保管するものとする。

3　乙は、成果報告書を利用に当たり、甲に帰属する著作権法第 18 条から第 20 条までに規定される著作者人格権を不当に侵害することのないように努める。

（本研究の成果の帰属）

第　10　条　本研究の成果とは、研究成果のうち本研究に関係する発明、考案、意匠、コンピュータープログラム、データベースなどのその他の著作物、成果有体物、ノウハウ等一切の技術的成果（以下「本研究の成果」という。）をいう。

2　本研究の成果の帰属については、本研究が甲により行われることを踏まえ、原則として甲に帰属することとする。但し、本研究の成果の創出の過程で、乙の寄与又は貢献度が認められる場合は、協議のうえ帰属を決定する。

3　前項により甲の単独に帰属することとなった本研究の成果を甲から乙へ譲渡し乙の単独所有とすることを甲又は乙が望む場合、甲及び乙は、これら本研究の成果の譲渡に係わる諸条件について別途協議するものとする。

（本研究の成果の実施）

第　11　条　甲及び乙は、本研究が終了または中止した時点で、乙による本研究の成果の実施に関する事項について協議を行うものとする。

2　乙は、本研究の成果を実施する際は、事前にその旨を甲に文書で連絡し、これを受けて甲及び乙は、乙による本研究の成果の実施に関する事項につき協議を行う。

3　甲が、本研究の成果を教育又は研究を目的とする場合に限り、乙は、一切の条件を付されることなく無償で実施又は利用することに同意する。

（研究成果の公表）

第　12　条　研究成果は、第８条の規定にかかわらず、相手方の事前の同意を得た範囲において、甲及び乙により公表等を行なうことができるものとする。但し、甲及び乙は、教育研究機関である甲の社会的使命と乙が受けるであろう利益または不利益をそれぞれ十分に考慮して対応を協議するものとし、正当な理由なく、公表を希望する当事者（以下「公表希望者」という。）の公表の時期及び内容を遅延させ又は制限しないものとする。

２　前項の場合、公表希望者は、研究成果の公表等を行おうとする機関等の申込み締切日の 30日前までに公表先、公表内容、公表時期及び公表方法を書面（電子メールを含む。以下「書面」という。）により、相手方に通知し承認を求める（この場合、研究担当者の同意も可とする。）ものとする。

３　書面を受けた相手方は、前項の書面を受領した後 15日以内に本研究の成果の公表等の内容の修正提案を公表希望者に対して書面により通知し、その後速やかに甲及び乙は誠実に協議を行う。書面受領後15 日以内に書面を受けた相手方が公表希望者に対して公表等の内容の修正提案について書面による通知を行わない場合は、承認したものとみなされる。

（技術情報等の輸出）

第　13　条　甲及び乙は、本契約に基づき相手方から受領した秘密情報及びこれを記録した一切の文書等（複製物を含む。）について、全ての関連法規、規則及び命令（輸出規制貨物又は技術情報の輸出に関する外国為替及び外国貿易法を含むが、これに限らない。以下「関連法規」という。）を遵守して取り扱う。

２　甲及び乙は、関連法規に基づき必要とされる関係国政府（日本国政府に限らない。）の許可を得ることなく、本契約に基づき相手方から受領した秘密情報、これを記録した一切の文書等（複製物を含む。）及びこれらを使用して製造された製品若しくは装置又はこれらに係る役務を輸出又は再輸出してはならない。

（反社会的勢力の排除等）

第　14　条　甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団関係企業等の反社会的勢力、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力・脅迫的な言動による要求行為、契約上の責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わないものとする。

（権利・義務の移転）

第　15　条　甲及び乙は、本契約に別途定めのない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部又は一部を、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

（損害賠償）

第　16　条　甲は、本研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った被害については乙に対して賠償を請求しない。但し、乙の提供する設備、情報、資料等に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

２　甲又は乙は、相手方による本契約上の義務の不履行によって損害を被ったときは、その賠償を請求できるものとする。但し、相手方に故意又は重大な過失が認められない場合（前項但書の場合を除く。）はこの限りではない。

（契約の解約等）

第　17　条　甲及び乙は、本契約各条項を誠実に履行し、万一相手方が本契約各条項の一に違反し

た場合は、相当な期間を定めて、違約を明記した文書によりその是正を催告し、当該期間内に違約が是正されないときは、本契約を解約することができる。

2　本条の定めにかかわらず、甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解約することができる。

(1) 監督官庁より業務の取り消しまたは停止の処分を受けた場合

(2) 手形もしくは小切手の不渡り処分を受け、仮差押えもしくは仮処分が執行され、または強制執行が実施された場合

(3) 解散の決議をした場合

（有効期間）

第　18　条　本契約の有効期間は、本契約締結日から第１条第４号に規定する研究期間終了日までとする。

2　第 17 条及び前項の規定にかかわらず、第８条（秘密保持)、第９条（成果報告書)、第 10 条(本研究の成果の帰属)、第 11 条（本研究の成果の実施)、第 12 条（研究成果の公表)、第 15 条（権利・義務の移転)、第 16 条（損害賠償)、第 18 条（有効期間）第 2 項、第 19 条（準拠法)、第 20 条（協議）及び第 21 条（裁判管轄）の各条項は、本契約の終了後においても、各条項に規定する期間又は各条項の目的とする事項が存続する期間中、なおその効力を有する。

（準拠法）

第　19　条　本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。

（協議）

第　20　条　甲及び乙は、この契約に規定のない事項又は本契約の規定に疑義を生じた場合は、相互に善意と信頼をもって協議の上処理する。

（裁判管轄）

第　21　条　前条の協議をもってしても解決できない本契約及びこれに付随する一切の約定に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

日付は空欄にしてください

本学で記入します。

住　　所　　大阪府大阪市旭区大宮５丁目１６番１号

（甲）機　関　名　　学校法人常翔学園

契約締結者　　大阪工業大学長　西村　泰志

住　　所

（乙）機　関　名

契約締結者